

「(仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業」の環境影響評価方法書に
対する環境の保全の見地からの意見

令和3年7月15日
宮 崎 県

1 総括的事項

- (1) 事業実施区域及びその周辺では、本事業を含め多くの風力発電事業が計画中的であるため、渡り鳥等の飛行ルートへの影響や騒音・低周波音に関しては、事業者間の情報交換に努めながら、可能な限り他事業の風力発電機の配置等も考慮に入れて調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 今後の調査の過程で、重要な動植物の生息・生育が確認されるなど、新たに重大な事実が判明した場合は、専門家の意見を聴いた上で、必要に応じ調査項目・手法の見直しや追加を行い、適切に調査、予測及び評価をすること。

2 個別的事項

- (1) 動物・植物・生態系について
 - ア ニホンジカの生息密度調査の結果をもとに、土地改変によるニホンジカの侵入の程度や、それに伴う植生被害及び土地崩壊への影響について、予測・評価を行うこと。
 - イ 植生調査でコドラートを設置する際は、同じ群落における生育種の違いや個体数のばらつきをカバーできるよう、必要に応じ、同一群落内の複数箇所に設置して調査すること。
 - ウ 尾根に残された広葉樹林は一般に保護樹帯としての機能を有するため、尾根上の植生自然度8以上の区域について、土地改変による当該機能への影響を予測・評価すること。
- (2) 人と自然との触れ合いの活動の場について
 - ア 事業実施区域の近傍に位置する矢岳高原パラグライダー場に関しては、施設管理者と協議を行い、人身事故が発生することの無いよう、風力発電機との適切な離隔距離を確保すること。
- (3) その他
 - ア 事業実施区域内には崩壊土砂流出危険地区等が存在するため、埋め戻しや盛り土、土捨て場の設置を行う際は、土砂流出による水質被害や災害が発生しないよう、地形・土質の特性及び近年の豪雨傾向を踏まえて、設置位置及び施工方法を検討すること。
 - イ 事業実施区域南側山麓のJR真幸駅周辺では、過去に記録的規模の土石流が発生しているため、資材等の搬出入路について狭隘箇所の拡幅等を行う場合は、土砂災害を誘発しないよう、慎重に工事計画を検討すること。